

**小学校の免許状を有する方で、幼稚園教諭2種免許状を取得したい方  
(幼稚園での実務経験を基に修得単位数を軽減する場合)**

免許状の種類

○ 幼稚園教諭2種免許状

根拠規定

○ 免許法別表第8、免許法施行規則第18条の2表備考第4号

取得方法

○ 小学校の免許状を有する方が、小学校での実務年数に加えて幼稚園での実務年数がある場合に、修得単位数を軽減して幼稚園教諭2種免許状を取得する方法（平成29年4月1日から）は、<表7>のとおりです。

<表7>

取得しようとする免許状			幼稚園教諭2種免許状
所要資格	有することが必要な免許状		小学校教諭免許状
	在職年数(ア)+(イ)		4年
	(ア) 有することが必要な免許状に関する在職年数		3年
	(イ) 取得しようとする免許状に関する在職年数		1年
	最低修得単位数		3単位
欄	科目	含めることが必要な事項	
第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	3単位

(注)

- 1 「(ア) 有することが必要な免許状に関する在職年数」は、小学校教諭免許状を取得した後の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）での実務に限ります。  
 ※ ただし、以下については上記の実務に含めることができます。  
 ① 幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園を含む。）  
 ② 学校以外の教育施設のうち、これらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるもの  
 ※ 教諭（幼保連携型認定こども園の保育教諭を含む。）として発令された期間とし、助教諭、助保育教諭、非常勤講師及び指導補助等の期間を含みません。
- 2 「(イ) 取得しようとする免許状に関する在職年数」は、平成28年4月1日以降の幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園を含む。）での実務に限ります。  
 ※ 教諭、保育教諭（助教諭、助保育教諭を含む。）として発令された実務であること。
- 3 修得単位は、小学校教諭免許状を取得した後に修得した単位に限ります。